解散公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

宮崎県都城市久保原町一三街区五六の一号

有限会社山内ホーム機器

清算人　山内　清安

解散公告

当社は、平成二十三年六月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

鹿児島市西田二丁目二〇番一〇号瑞穂ビル一階

有限会社南商事

清算人　南　光秀

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年一月十日付茨城県守谷市の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

茨城県守谷市松並二三五四番地八

守谷市原東土地区画整理組合

代表清算人　端山　雅勝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

埼玉県東松山市神明町二丁目一番一二号

財団法人日本厚生振興会

代表清算人　南　和延

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年一月十七日兵庫県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

兵庫県赤穂市加里屋八一番地

赤穂市土地開発公社

清算人　明石　元秀

解散公告（第一回）

当法人は、移行期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

島根県大田市川合町川合二二四五番地

財団法人和田報恩会

代表清算人　和田　容子

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年七月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

山口県下関市東大和町二丁目四番一三号

社団法人下関中小企業労働福祉協議会

代表清算人　波田　兼昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月二十五日開催の理事会及び評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

愛媛県八幡浜市北浜一丁目四番一八号

財団法人八幡浜勤労福祉会館

代表清算人　兵頭　定雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

栃木県鹿沼市南上野町五〇番地鹿友会館内

財団法人栃木厚生文化事業団

代表清算人　石川　世樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

岐阜県安八郡輪之内町楡俣一六九五番地の一

財団法人清水みらい教育福祉基金

代表清算人　清水　琴子

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月二十日兵庫県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

兵庫県相生市旭一丁目一番三号

相生市土地開発公社

清算人　瀬川　英臣

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

鹿児島県鹿屋市星塚町四二〇四番地

財団法人星塚敬愛園慰安会

清算人　後藤　正道

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

岩手県盛岡市大通一丁目一番一六号

社団法人岩手囲碁センター

代表清算人　小原　貞徳

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

福島県郡山市菜根三丁目一五番三号

社団法人郡山社会事業協会あさかの里

清算人　堀米美佐子

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年七月二十八日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年十一月十一日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

千葉県館山市沼一二一一番地の一

館山市沼土地改良区

代表清算人　川名　桂

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年一月七日千葉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

千葉県市原市国分寺台中央一丁目一番地一

市原市土地開発公社

清算人　小出　和茂

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

東京都新宿区横寺町四三番地

財団法人金剛護持会

代表清算人　高橋　典之